

栗山地域の報徳仕法

—西川村の五十里湖水跡地の開発を中心に—

日光市二宮尊徳記念館



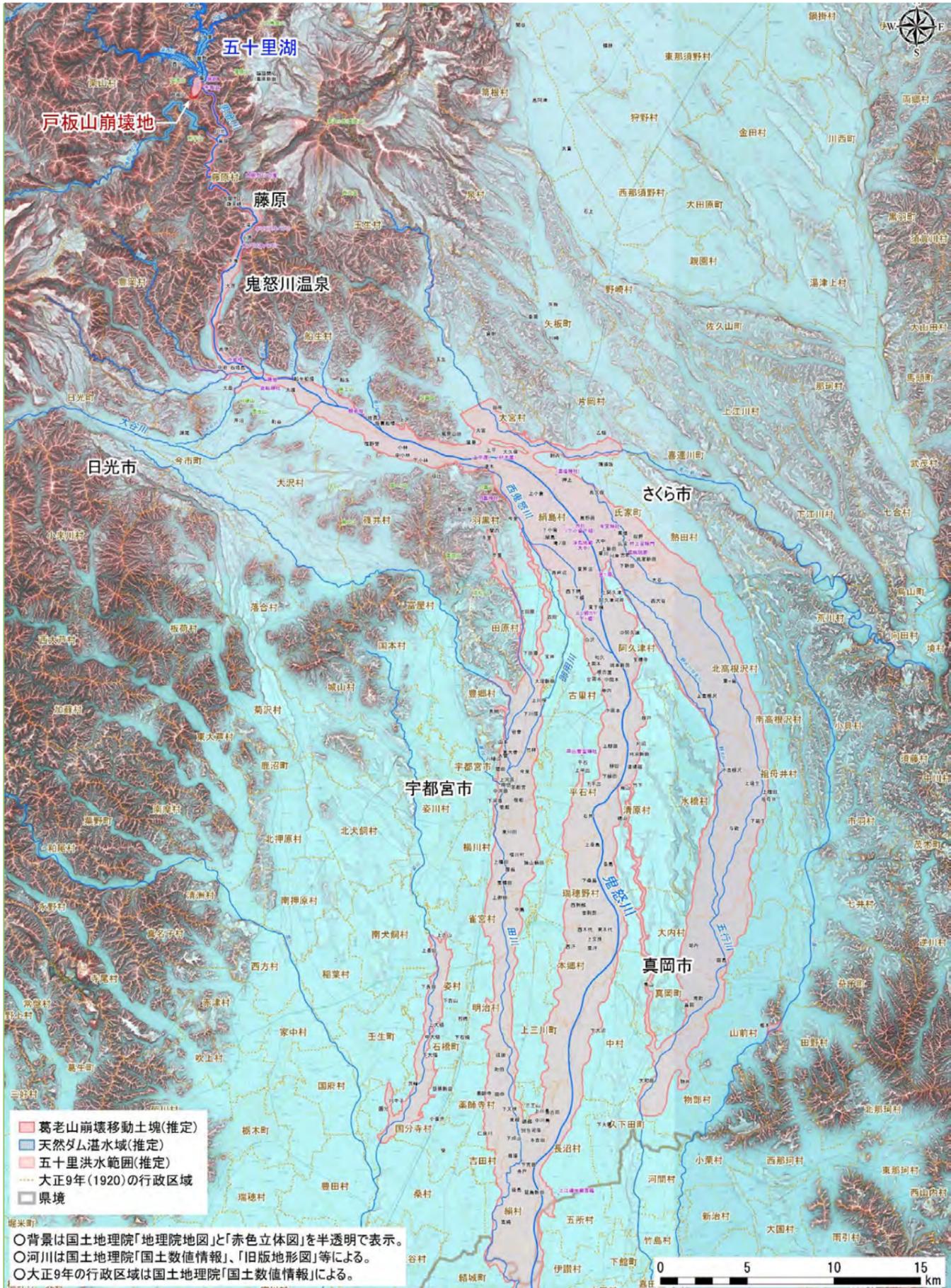
五十里村湖水御検使御立合絵図 栃木県立文書館寄託 個人蔵

はじめに

日光神領の報徳仕法は、明治維新（1868）の直前、幕末の15年間、今市報徳役所を拠点に、二宮金次郎・弥太郎親子と門人たちが、領民を指導して展開した農村復興事業です。

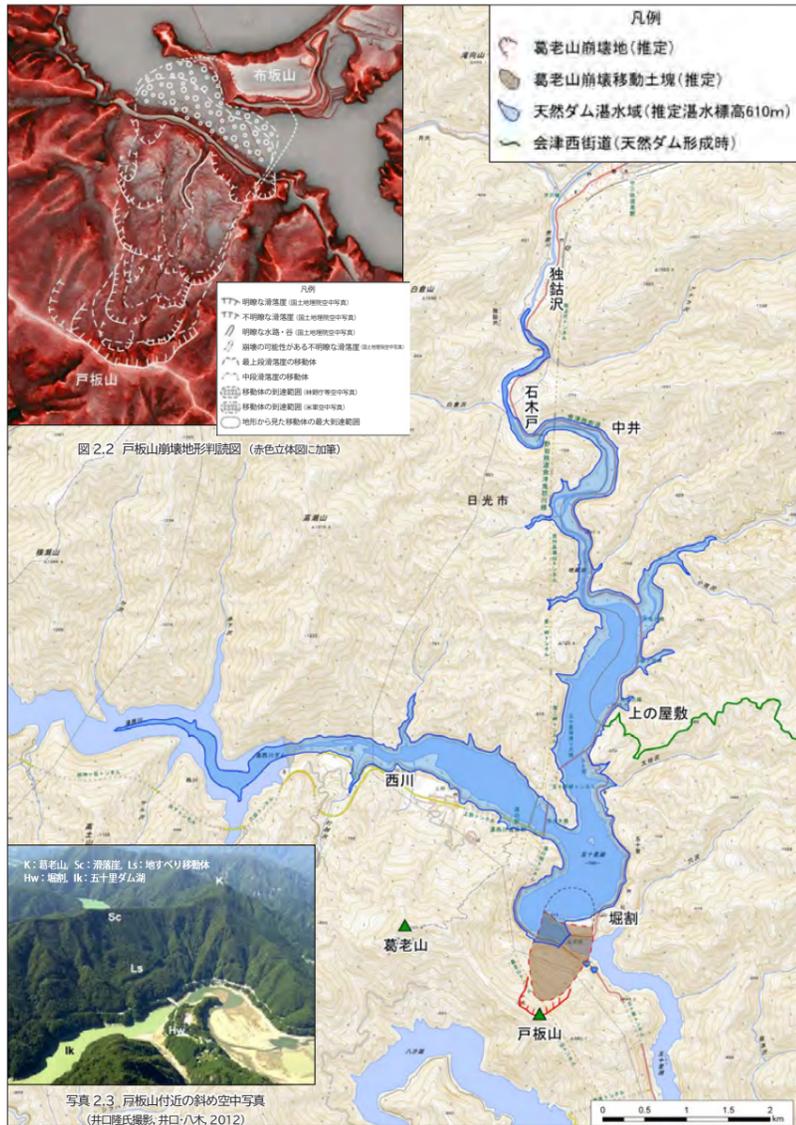
このテーマ展は、これまであまり知られていない、江戸時代の「栗山郷十ヶ村」の報徳仕法に視点を当てました。中でも、「鬼怒川」の上流である「男鹿川」（史料では「五十里川」ともいう。）と「湯西川」の合流地点にある西川村で実施した、「五十里湖水跡地の開発」（堤防工事とそれに伴う開田事業）に関わった人々の苦闘の姿に注目しました。併せて、栗山郷全体の報徳仕法の全容を明らかにすることで、二宮金次郎の報徳仕法の本質を探ることを目的としています。

なお、この西川村仕法の舞台は、17世紀後半に発生した「日光大地震」で出現した「五十里湖」のあった場所です。しかも、そこは、湖出現から41年後の享保8年（1723年）今からちょうど300年前です。に、暴風雨により湖が決壊し、後に、下野国最大の大洪水と言われる「五十里洪水」の発生源でもありました。



↑図-2 葛老山（戸板山）の崩壊と天然ダム（五十里湖）湛水範囲および五十里洪水の推定氾濫範囲

協力：国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所



↑図-1 葛老山（戸板山）の大規模崩壊による天然ダムの湛水範囲

協力：国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所



↑下野國図（一部分加工）嘉永2年（1849）

栃木県立文書館寄託 個人蔵



↑口上書之覚（西川村湖水築留御普請願下書）元禄4年（1691）当館蔵

「五十里湖」の出現と「五十里洪水」の発生

本題に入る前に、「五十里湖」の出現と「五十里洪水」の発生について、確認しておきます。（図-1・2参照）

①天和3年（1683）、日光地方を大地震が襲います。これにより、西川村にある五十里川（現在の男鹿川）右岸の戸板山が崩落し、五十里川を堰き止めます。すると瞬く間に「五十里湖」が出現。この湖は、崩落から半年後には、「五十里ダム」よりやや大きくなっていった、と言われています。

②湖の出現により、会津藩の預地である五十里村と日光神領の西川村は、この湖底に沈んでしまいます。

③また、会津藩では、この地を通る主要な輸送路である「会津西街道」が不通となります。そのため、懸命にその復旧を試みますが、難工事のため成就できません。

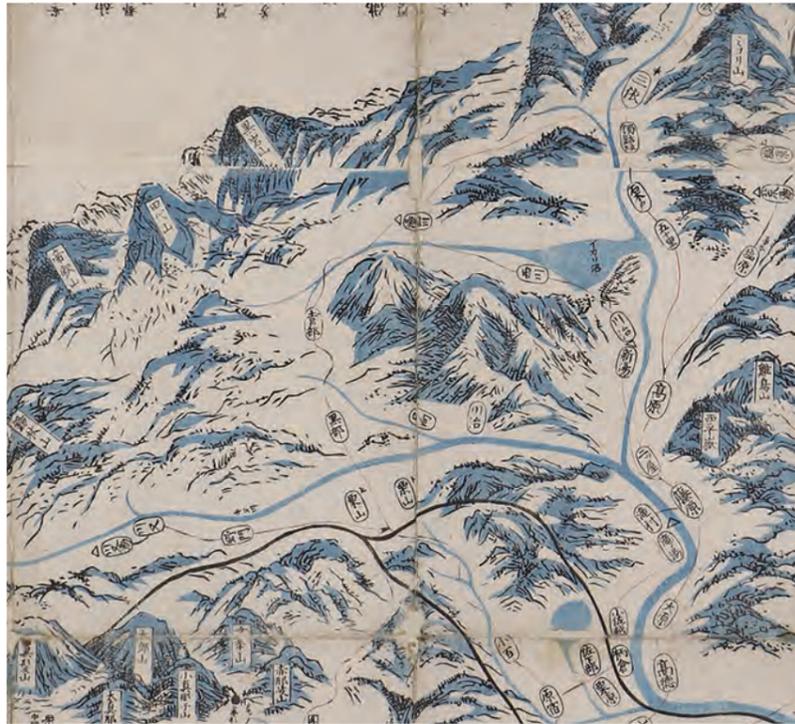
④ところが、41年後の享保8年（1723）、当地を未曾有

の暴風雨が襲います。この自然災害により「五十里湖」は、ついに決壊。この決壊は、下流域70kmに及ぶ甚大な被害を与えます。これが、後世、「下野国最大の洪水」と言われる「五十里洪水」です。

⑤洪水後、湖水跡に再び出現した五十里村は、村の再生に成功しています。しかし、西川村は、「湖水跡地」のまま、放置され続けました。五十里洪水の発生から130年を経た嘉永6年（1853）7月、江戸幕府の命令を受けた二宮金次郎・弥太郎らが、この「湖水跡地」の見分を行います。ここに、栗山郷の西川村は、報徳仕法の主要舞台として脚光を浴びることとなります。

II 江戸時代の栗山郷について

「栗山」の名を最初に確認できる史料は、元和6年(1620)3月16日付の「東照大権現(下野国日光山)御神領目録」(国立公文書館所蔵)です。これは、第2代將軍徳川秀忠が、日光山貫主の天海に領地を寄進したものです。「一、六百五拾式石八斗七升 湯西(「川」脱カ)村・栗山村」と記載されており、当初の日光神領17ヶ村、村高合計5千石の中に含まれています。つまり、栗山は、外の15ヶ村と共に、湯西川村と栗山村の合計の村高652石余として、江戸時代の初期から、日光神領に位置づけられ



↑下野國図(部分) 嘉永2年(1849) 栃木県立文書館寄託 個人蔵

ています。以降、幕末まで日光神領のまま存続します。

なお、栗山郷村々の土地管理・年貢徴収・裁判等の民政に携わったのは、当初は、天海と縁のあった日光目代の山口氏です。しかし、18世紀末の寛政改革に際し、山口氏は失脚し、以降は日光奉行所が統治するようになります。

また、山間峡谷の栗山郷には、水田は皆無で、稗・粟・蕎麦等の畑作を中心とした生活を営んでいます。しかし、耕作は気候に左右されるため、山稼ぎ(山仕事)や出稼ぎに頼っていた模様です。



↑『図書』第二巻 会津武家屋敷蔵

1 絵図にみる栗山郷の村々

江戸時代に描かれた絵図をみると、当時の栗山郷の村々や道・川の位置が確認できます。現在、栗山地域には、多くのダムが建設され、新たな幹線道や鉄道も整備され、江戸時代の様相と大きく変化しています。そこで、これらの絵図から、かつての栗山郷の姿を想像してみてください。

なお、17世紀末の古文書の中に、「栗山郷」あるいは「栗山十ヶ村」という表現は、既に存在しています。ちなみに、「栗山十ヶ村」とは、西川村・湯西川村・土呂部村・黒部村・日向村・日蔭村・上栗山村・野門村・川俣村・川治村を指します。

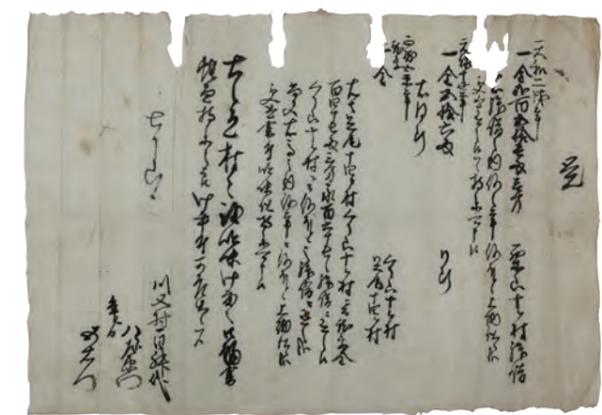
2 栗山郷の困窮状況

栗山郷は、小規模な畑作や山稼ぎ(山仕事)・出稼ぎで生活を支えています。しかし、気象状況や自然災害により、一気に飢饉に陥ります。また、その影響で、人口の減少と荒地の増大が顕著となっています。

一方、領主である日光山・日光目代・日光奉行所では、その対策として、食料保管の状況調査や食料購入の救済事業を行っています。地域に遺された史料で、領主の救済のあった時期を確認すると、天和2年(1682)・元禄10年(1697)・正徳5年(1715)・天明4年(1784)・天保4年(1833)等があります。ここからも、当時

の栗山郷の厳しい生活環境が浮かんできます。なお、嘉永7年(1854)には、日向村に備蓄穀用の栗山郷蔵を建てています。

表1は、嘉永6年(1853)に、二宮金次郎が、日光神領の報徳仕法を命じられ、最初に行った、日光神領89ヶ村の現況把握調査で、栗山郷分の一覧です。内容は、村高・反別面積・荒地の状況(栗山郷全体の23%が荒地です)・年貢弁納(未納分の代納)・天保14年(1843)以降の再開発状況・家数・人口・馬数を詳細に書上げています。



↑(栗山十ヶ村拝借金覚の雛形) 年未詳 当館蔵



- ①：享保八卯年川欠荒地起返御年貢割付并御神領六拾五ヶ村寄荷差免控帳 寛政10年(1798) 当館蔵
- ②：いんくわ(因果)記 天保12年(1841) 当館蔵
- ③：栗山内日向村江郷蔵出来積穀銘鑑帳 嘉永7年(1854) 当館蔵

表1 嘉永6年(1853)3月「日光御領高反別其外調書」(野州塩谷郡栗山郷十ヶ村分の抜書)

No	村名	村高 石・斗升合才	栗山郷内割合 %	反別		反高 (村高に入らず)		家数 軒	人別	男 人	女 人	老幼 人	馬 疋	内荒地		荒地率 %	死満弁納分 (濃化分村負担)		死満率 %	卯以来起返 (天保14卯年)		既起返率 %	残荒地 (嘉永6年起返仰付)		荒地率 %
				町反畝	歩	町反畝	歩							町反畝	歩		町反畝	歩		町反畝	歩		町反畝	歩	
1	西川村新田共	29.28781	3.8	1352	7	7	15	24	84	31	25	28	6	272	19	20.1	4	8	1.5	14	14	5.1	258	1	19.1
2	湯西川村	260.14400	33.8	9709	16			79	374	121	102	151	35	703	0	7.2	51	4	7.3	300	0	42.7	403	0	4.2
3	土呂部村	60.89500	7.9	2824	11			9	37	9	10	18	9	2589	4	91.7	2369	18	91.5	20	0	0.8	2569	4	91.0
4	黒部村	36.39400	4.7	1417	22			10	47	15	12	20	12	658	4	46.4	410	3	62.3	16	0	2.4	642	2	45.3
5	日向村	113.06600	14.7	4279	17	25	0	75	371	124	115	132	-	16	27	0.4	15	15	93.8	5	10	31.3	11	17	0.3
6	日蔭村	66.94500	8.7	2365	9			30	116	40	35	41	-	719	9	30.4	110	2	15.3	45	28	6.3	673	11	28.5
7	上栗山村	72.03400	9.3	2458	11			25	108	43	30	35	12	85	14	3.5	5	7	5.9	52	4	61.2	33	10	1.3
8	野門村	33.47000	4.3	1511	23	28	14	20	85	31	27	27	24	38	14	2.5	31	10	81.6	38	14	100.0	0	0	0.0
9	川俣村	77.73000	10.1	2913	29			31	139	48	41	50	-	1559	27	53.5	500	18	32.1	12	0	0.8	1047	27	35.9
10	川治村 (当時、栗山郷に入る)	20.78300	2.7	596	6	5	0	12	58	17	21	20	-	113	7	19.0	105	24	92.9	0	0	0.0	113	7	19.0
	栗山郷合計	770.74881	100.0	29429	1	65	29	315	1419	479	418	522	98	6756	5	23.0	3603	19	53.3	504	10	7.4	5751	19	19.5

『二宮尊徳全集』第28巻所収の嘉永6年3月「日光御領高反別其外調書」より作成

III 金次郎の栗山郷報徳仕法の考え方

後述の『西川記』で、金次郎は、「新田開発は、荒地の起し返しを行い、荒廃した村々を復興させた後に行うべきもの」と、断言しています。そして、弥太郎や富田らが西川村で行った新田開発は、「後先を誤ったもの」と、叱責します。金次郎が、その改善策として弥太郎ら門人に伝えたのは、「早急に西川村の荒地起し返しを実施し、それを栗山郷全体に周知させ、荒地起し返しを中心とした報徳仕法を展開するべきである」ことを、教諭しています。これは、富田が著わした『西川記』の記述ですが、外にも弥太郎らが残した「報徳役所日記」や久保田の「書簡」等からも同様の考えを読み取ることが出来ます。嘉永7年(1854)、日光仕法を開始して2年目の出来事です。

金次郎は、荒廃する日光神領村々の典型として栗山郷を捉えています。そして、仕法開始の始めに、深山の貧村である栗山郷の仕法を展開させ、それを日光神領全体に広めることが最善であると捉えています。この発想は、病身の金次郎が亡くなる2年前に、日光神領報徳仕法の前途を見据え、弥太郎をはじめとする門人たちに遺した考え方で



↑「報徳役所日記」 嘉永6年(1853) 国立国会図書館二宮尊徳関係史料(寄託)

1 嘉永6年、金次郎の日光神領廻村

日光神領の報徳仕法は、嘉永6年(1853)の二宮金次郎・弥太郎親子らによる日光神領89ヶ村の廻村で開始します。同年の7月(旧暦)から8月にかけて2回の廻村を行っています(図-3参照)。

栗山郷の廻村は、第1回目で実施されます。当初は栗山郷10ヶ村すべてを廻る予定でしたが、金次郎の体調不良により、計画を変更しています。その状況は、次の通りです。
 ・7月3日 朝6時、小百村を出発し、大笹峠で昼食。その後、日蔭村に向かう途中、金次郎が体調不良となる。16時頃、ようやく日蔭村に着き、薬用中に村柄状況を聞く。自在寺で休憩中、山間の栗山郷全域の廻村を断念し、予定変更を決定する。20時頃、日向村に着き、名主伊兵衛宅に泊まる。
 ・7月4日 日向村では、荒地1反6畝歩の開発料・弁当代の内金として3両を与えた。その朝、川治に向けて日向村を出発する(ところが、川治村に行く前に、急遽西川村を見分しています)。



↑図-3 二宮金次郎による嘉永6年(1853)日光神領廻村一覧

2 『西川記』からみた報徳仕法のあり方

『西川記』は、現在、小田原報徳博物館が所蔵する資料で、著者は、富田高慶です。元々、二宮家伝来資料中の小冊の一つで、神奈川県指定文化財になっています。

西川村湖水跡地開発の初期(嘉永7年・1854)における、先生(二宮金次郎)・小先生(二宮弥太郎)・門人愚輩(富田高慶・伊東発身)・西川村民、それぞれの立場を詳細に記述しています。内容としては、弥太郎・富田らが開始した西川村開発は、先生の唱える報徳仕法(荒地起し返しを基本とする農村復興事業)とは異なるものであり、この前後を誤らせた張本人は、門人愚輩の富田と伊東であったと結んでいます。富田は、この小冊を著わすことで、金次郎先生の考える日光神領の報徳仕法の基本を示そうとしています。つまり、「日光神領の報徳仕法の基本とは、荒地が多く、毎年貧苦に陥っている神領村々の、荒地を起し返すことにより、多くの領民の貧苦を除き、村々を復興させること。」というものです。



↑『西川記』年末詳 小田原報徳博物館蔵

『西川記』からみた、西川村開発をめぐる各々の思い

二宮金次郎(先生)の思い

嘉永6年(1853)に、私が幕府から受けた命令は、日光神領村々の窮民を撫育し、荒地を起し返し、弁納(連帯責任の代納)の憂いを除き、領民たちの生活を安定させて、村々を復興させることである。

今回、病中の私に知らせず、西川村で荒地の起し返しより先に、湖水跡地の新規開発を開始したことは、後先を誤った選択で、到底許せない。そもそも、新田開発を行い、年貢を増やすことに、どれ程の益があるのか。それは、「収斂の臣」(租税取立の家臣)の行うことで、「報徳仕法」ではない。

直ちに、新規開発を中止し、基本となる荒地起し返しを実施し、それを深山幽谷の貧村である「栗山郷十ヶ村」に周知させるべきである。そして、「栗山郷十ヶ村」の報徳仕法を成功させることにより、我々の「報徳仕法」の有用性を日光神領内に広めるべきである。

二宮弥太郎(小先生)の思い

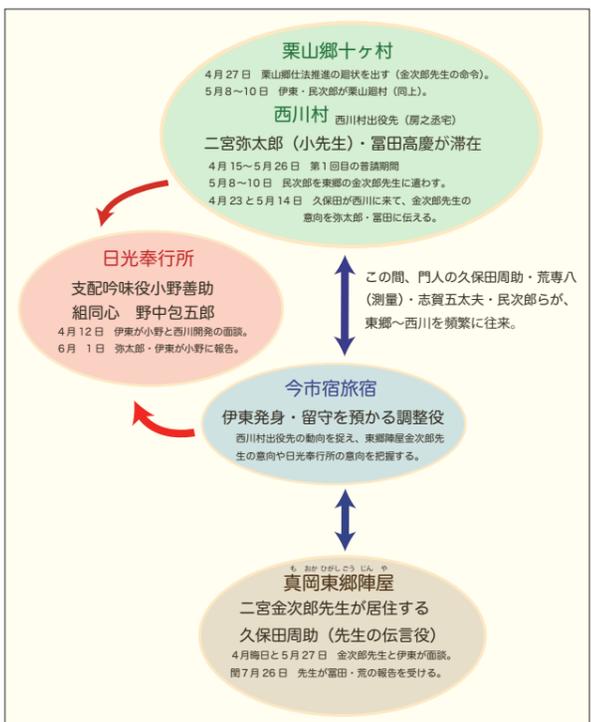
当初は、父同様に、困難な西川村の新規開発を、日光神領内で優先して行うことに、疑問を感じていた。

しかし、西川村民から、①栗山郷には水田が皆無で、「藁」の確保に苦慮していること、②この開発で、仮に米がとれなくても「藁」さえ取れば、満足であることを聞き、直ちに、村民の苦難を救おうとして、事業実施を決断した。

また、西川村の新規開発は、父の指導を受けて開始するつもりでいたが、富田と協議をし、病中の父に心労を掛けず、事業を実施し、完成させ、事後報告をすれば、父も安堵するであろうと、考えてしまった。結果として、父に心労を掛けたうえ、「報徳仕法の道」を失うことにもなった。嘆息!

富田高慶(門人愚輩)の思い

金次郎先生は、嘉永6年の秋、既に西川開発を認めている、と勝手に認識していた。そのうえ、病中の先生の心労を少なくする



↑図-4 西川村の湖水跡地開発における関係者の動向 (嘉永7年(1854)4月15日~5月25日)

ために、事業開始の相談をせず、この事業を完成させることにより、先生を喜ばせたいと考えていた。
 金次郎先生の怒りの伝言を受けた後は、西川普請を中断し、「試し」(開田は行わない)開発とすれば、先生の憂いを柔らげ、西川村民の希望も失わないと見込んだ。しかし、先生はそれも「不可」として、早急に、「栗山郷十ヶ村」を廻村し、その荒地起し返しを優先すべき、と指導を受けた。
 今回、金次郎先生に百倍の心労を掛け、小先生の進退も誤らせてしまった。すべての責任は、富田と伊東にある。

西川村民たちの思い

西川村民たちは、以前から、「湖水跡地開発」の嘆願を、日光奉行所に行っていた。加えて、嘉永6年(1853)に日光神領の報徳仕法実施の決定を聞き、金次郎先生への嘆願を積極的に行った。

翌年の事業開始を受け、村民たちは大いに歓喜し、感謝した。困難を覚悟して、念願の「栗山郷初の開田」に向け、村民一丸となり行動することとした。

Ⅳ 西川村の報徳仕法（稲作を求めた西川村民の願い）

江戸時代の西川村は、大自然の猛威に左右され続けています。大地震で出現した湖水を逃れるために高所へ移住し、湖水決壊に伴う生活再建の模索などの困難な状況は、西川村の家数と人口を減少させました。反面、そこに残った湖水跡地は、栗山郷にはない広大な平地で、しかも肥沃です。村民たちはそこに注目して、領主である日光奉行所に、開発の相談をしています。嘉永6年（1853）7月、幕府から日光神領村々の復興事業を命じられた二宮金次郎が、やってきました。西川村民たちは、栗山郷で初めての水田開発（「藁」だけでも良いとも言った。）を懇願し、二宮金次郎の報徳仕法に望みをかけ、積極的に懇願します。

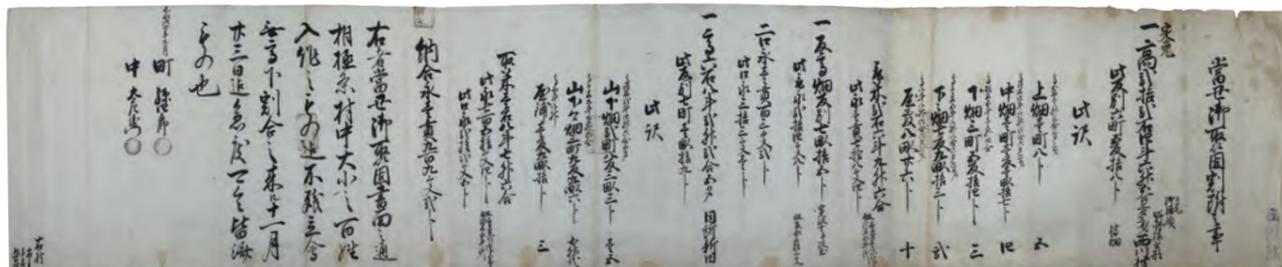
表一 西川村嘉永6年「当丑御取箇割附之事」一覧表

①総反別・村高			
	面積：A	石盛：B	高：C = A×B
上畑	1町0反0畝08歩	5（5割）	5石0斗1升3合3タ3才
中畑	1町1反1畝17歩	4（4割）	4石4斗6升2合6タ6才
下畑	3町5反0畝14歩	3（3割）	10石5斗1升4合0タ0才
下々畑	7反9畝13歩	2（2割）	1石5斗8升8合6タ6才
屋敷	8畝26歩	10（10割）	8斗8升6合6タ6才
小計	反別：6町5反0畝18歩		村高：D 22石4斗6升5合3タ1才
取米2石6斗9升6合 此取永1貫78文4分+口永33文1分 但：厘付=1ツ2分（12%） 永1貫：2石5斗代の換算 なお、口永とは付加税			

②寛政十年年（1798）改出			
	反高畑反別	7畝15歩	
取永24文8分 但：1反に永33文			

③西川村新田（「五十里湖」出現中の、元禄年間に実施された新田検地にに基づく）			
	面積：A	石盛：B	村高：C = A×B
山下畑	2町8反3畝03歩	1.5（1.5割）	4石2斗4升6合5タ0才
山下々畑	3町9反9畝06歩	5升代（0.5割）	1石9斗9升6合0タ0才
屋敷	1反9畝10歩	3（3割）	5斗8升0合0タ0才
小計	反別：7町0反1畝19歩		高：D 6石8斗2升2合5タ0才
取米1石8斗7升6合 此取永750文4分+口永22文5分 但：厘付=2ツ7分5厘（27.5%） 永1貫：2石5斗代の換算			

- 「検地」により決定した等級別面積：Aに、それぞれの石盛：B（石盛5の場合は0.5）を掛けて、等級別の高：Cを算出します。例えば「石盛10」は、1反から米1石を収穫できることを意味します。
- 等級別の高を積み上げて、Cを合算して全体の村高を出します。（災害等ある場合は引く：減額します。）
- この村高に、「厘付1ツ2分」（年貢率12%）を掛けると、納めるべき年貢が算出されます。（この場合の年貢①は、2石6斗9升6合となり、永1貫78.4文を金納します。）
- ②は、寛政10年（1798）に新規開発地に課されたもの（反高）で、村高には含まれません。
- ③は、「五十里湖」出現中の、元禄年間に実施された、日光神領の新田検地で、取米1石8斗7升6合の取永750.4文です。①+②+③の納合永は、1貫909.2文（口永共）となります。以上のことが、日光奉行所から西川村に出された「年貢割付状」の記述から読み取れます。
- 西川村は、この割付状に基づき、日光奉行所に年貢金1両3分余を納めます（3分割で納める）。



↑西川村当丑御取箇割附之事 嘉永6年（1853）丑9月 当館蔵



↑西川村宗門御改帳写 慶應4 成年（1868） 当館蔵



↑西川村荒地并納畑人別馬数書上帳 天保13年（1842）寅8月 当館蔵

1 江戸時代の西川村の概要

江戸時代の西川村は、村高29石余の山深いやせ地で、山稼ぎなどの余業で生活を支えていました。そこに、①天和3年（1683）の日光大地震による五十里湖水の出現、②享保8年（1723）の五十里湖の決壊、などが重なり、困窮が続ぎ、家数・人口ともに減少して厳しい生活環境にありました。領主である日光山・日光目代山口氏・日光奉行所の救済を受けながら、他の栗山郷と共に存続し続けています。

年貢割付状などをみると、当村の村高29石余の内には、古畑22石余および新畑6石余という2種類の耕地があります。これは、天和3年以降の自然災害に伴う耕地の変化を示すものであり、

前者が天和3年以前からの耕地で、後者が天和3年以降新たに耕地化されたものと思われます。

また、家数・人口等の推移は、寛政3年（1791）の家数27軒・人口136人・馬数7疋、天保13年（1842）の家数26軒・人口93人・馬数7疋、嘉永6年（1853）の家数24軒・人口84人・馬数6疋・荒地率20%でありました。なお、当村から日光・今市へ向かう通路としては、葛老峠を越え日向村へ出て小百の小休戸を経る場合と、五十里村・高原村などの会津西街道へ出る場合とがありました。幕末期には、五十里村から会津西街道を通らずに鬼怒川右岸の当村地内を通り、川治・小佐越・小百村を経て日光・今市に至る小佐越新道も整備されています。

表一3は、慶応4年（1868）の宗門改帳から作成した戸籍一覧表で、ここに掲載した人々の中に、西川村の湖水開発に携わった者が多数います。

表一3 慶応4年（1868）辰年3月「西川村宗門御改帳写」に基づく戸籍一覧表 西川村名主文書№134より作成

No.	戸主 (数字は年齢)	役職	人数			家族構成 (数字は年齢)				持高(石)			馬数	
			計	男	女	新畑 A	古畑 B	畑計 (A+B)	新畑 A	古畑 B	畑計 (A+B)			
1	市左衛門 35		3	2	1	父藤左衛門 60	母みせ 53		0.17390	0.62800	0.80190	1		
2	七右衛門 57		1	1	0					0.32511	0.32511	0		
	藤右衛門分								0.20730	0.84733	1.05463			
3	喜重郎 34		4	2	2	女房いま 28	忰松太郎 13	娘きく 9	0.36910	0.24431	0.61341	1		
	仁藏分								0.12200	0.37067	0.49267			
4	吉重 33	百姓代	7	4	3	父吉左衛門 70	母まん 70	女房きん 26	娘五郎(マ) 4	弟万五郎 27		0.84500	0.84500	0
						伯父三吉 60								
5	伝四郎 40	年番名主	3	2	1	女房つゆ 39	忰勤治郎 13		0.17762	0.85766	1.03528	1		
	伝吉分								0.20066	0.60033	0.80099			
6	佐介(要七) 29		2	1	1	娘はる 5			0.80430	0.20520	1.00950	0		
	三左衛門分								0.18430	0.13566	0.31996			
7	藤三郎 56		4	3	1	女房きち 40	弟友治郎 29	忰市太郎 17	0.62990		0.62990	0		
8	房之丞 47	年寄	4	2	2	女房この 42	忰房之助 27	娘きか 22	忰豊五郎 14	0.12500	1.69133	1.81633	1	
9	久之助 55	年寄	4	2	2	女房てつ 53	忰要之助 26	娘すぎ 12	0.27850	0.46136	0.73986	1		
10	新之丞 47		4	2	2	父新助 77	女房ちか 38	娘しめ 11	0.20150	0.72166	0.92316	0		
11	治郎左衛門 46		5	3	2	父二郎右衛門 64	母はつ 62	娘さん 21	忰松吉 14		0.80133	0.80133	0	
12	しげ(繁) 吉 76		1	1	0				1.00000	0.55000	1.55000	0		
13	五郎左衛門 54	年寄見習	2	2	0	忰源之助 25			0.22110	0.62700	0.84810	1		
14	長右衛門 40		3	2	1	女房けい 37	忰覚五郎 3		0.19033	0.92266	1.11299	0		
	重右衛門分									0.62599	0.62599			
15	岩藏 77		3	1	2	女房いわ 77	娘わき 11		0.77488		0.77488	0		
16	吉郎兵衛 37		6	3	3	父亀藏 71	母さの 69	娘ふゆ 14	忰竹二郎 11	娘ゆり 7	0.45000	0.39066	0.84066	0
17	政之助 36		4	1	3	女房とよ 40	娘つる 8	娘かめ 6		0.79399	0.79399	0		
18	四郎左衛門 54	年寄	6	2	4	母みわ 68	女房ちせ 46	忰徳四郎 21	娘のぶ 13	娘ふく 9	0.29032	0.54032	0.83064	1
19	治郎兵衛 64		4	2	2	女房ふく 58	娘さと 27	忰次助 25	0.73203		0.73203	0		
20	弥兵衛後家あき 65		1	0	1					1.27000	1.27000	0		
21	久之丞 34		5	3	2	父長兵衛 54	女房さと 30	忰鶴之助 10	娘にわ 7	0.25000	0.37599	0.62599	0	
22	喜八郎 40		3	1	2	女房さた 38	娘ふち 14			0.53500	0.53500	0		
-	勘左衛門分喜八郎余荷								0.15033		0.15033	-		
-	弥五兵衛分村余荷								0.12067		0.12067	-		
-	七藏分喜八郎余荷								0.32511	0.57733	0.90244	-		
-	友藏分久之丞余荷								0.29032	0.54332	0.83364	-		
	合計		79	42	37				8.26917	16.48721	24.75638	7		

旦那寺の記載は無い。

西川村の石高29.28781と持高合計24.75638との差は、荒地引分と思われる。

2 稲作を求めた西川村民の願い

嘉永6年（1853）7月4日の二宮金次郎と西川村民との現地での遭遇以来、村民たちは、度々、金次郎や弥太郎の居所を訪問し、仕法の嘆願をしています。また、『西川記』などに、弥太郎たちが西川村開発を始めた決め手は、「藁」にあつたことを記述しています。それは、当初開発に否定的な弥太郎の問いに、村民が「開発をして、仮に米がとれなくても、藁さえ得れば、我々には有益です。」と答えます。弥太郎たちは、村民の困苦を思慮し、事業開始を決定したというものです。

また、事業開始の当初に、金次郎と弥太郎たちとの仕法に対する考え方のずれもありました。しかし、日光奉行所を交えて「試開発」という扱いとして、この困難を乗り越えます。

その後、この困難な大事業は、大自然の脅威に阻まれる状況が続きました。それは、開田し、稲が実つたにもかかわらず、度々の洪水で根こそぎさらわれる悲劇です。しかし、この悲劇にもめげず、村民たちは報徳役所の弥太郎らと共に、修復・改善を繰り返します(表一5、11頁参照)。

表一 5 報徳仕法による西川村湖水跡の新規開発の概要

（西川村湖水跡新規開発普請人足賃金扶持米取調書上帳）より（嘉永7～元治元 『全集』第28・29巻所収）

①嘉永7（1854）甲寅年5月 川除堤並用水路・道普請

28巻－433・516頁

№	項 目	期 間（日数）	普請の内容	人 足 数				費 用				備 考
				破畑雇	西川村	相馬領	計	両	分	朱	永（文）	
1	川除堤（土堤防）	4/14～5/21 24日間	長さ350間（636m）（158間：高さ5尺+192間：高さ4尺5寸）附：水門樋1ヶ所 水門両袖に高さ5尺の枠6組 柳羽口3,500間	516	200	0	716	26	3	2	83.3	破畑雇人足：1人に付、8日で金1分・米1斗 西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米7斗8升替え
2	川除枠（水制石枠）	4/17～5/20 16日間	水上に27組の新規川除堤（38間5尺の区間に、4種類の石枠を据置く）	157.5	206.5	0	364	10	0	0	93.3	破畑雇人足：1人に付、8日で金1分・米1斗 西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米7斗8升替え
3	川廻し堀割	4/27 1日間	長さ62間の堀割 附：水制牛枠12組を据置く	29	19	0	48	1	2	0	114.6	破畑雇人足：1人に付、8日で金1分・米1斗 西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米7斗8升替え
4	作場道（作業道路）	4/22～5/22 4日間	1,020間半（1,855m）（新規築立455間半+古道手入565間）	76	21	0	97	3	3	0	112.2	破畑雇人足：1人に付、8日で金1分・米1斗 西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米7斗8升替え
5	普請場苅払い	4/11～4/24 12日間	川原地内草木生い茂っている為、村人足による苅払い	0	161.5	0	161.5	2	0	0	70.5	西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米7斗8升替え
6	諸道具並び 諸色入用	－	破畑人足往返手当・藁及び竹代・破畑一同丹誠酒代・宿泊手当・新規農具買入代・農具修理代・破畑人足世話人褒美				0	14	2	0	82	
	（合計）			778.5	608	0	1386.5	59	0	2	55.9	

- 西川村は、村高29石余の山深いやせ地で、困窮が続き、家数・人口共に減少していた。
- そのために、荒地が多く、自力の起し返しは行き届かず、村民は生活に差詰り、出稼ぎ・山稼ぎに頼る状況となり当惑していた。
- 天和3年（1683）9月1日の「日光大地震」により、葛老山（戸板山とも言う）の崖崩れて、五十里（男鹿）川が塞がり（河道閉塞）、日光御神領の西川村と会津藩預領の五十里村の両村は「湖水」（「五十里湖」：天然ダム）に沈んだ。
- 享保8年（1723）8月中、大雨洪水により、8月10日に五十里湖が決壊した。これにより、下流域は洪水（下野国最大の大洪水）となった。
- 洪水後の五十里湖の跡地は、肥沃な土地で、谷間で寒気雪霜も少なく、開田すれば村方も救われる。
- 昨丑年（嘉永6＝1853）、日光神領の報徳仕法を開始。二宮金次郎様・弥太郎様らの廻村時に、湖水跡地の川除普請と開田を嘆願した。
- その後も、出役先（日光山櫻秀坊）に度々の嘆願を行い、この度、格別に、二宮弥太郎様・富田久助様・荒専八様らの御出役（現地指導）のうえ御見分を頂いた。その際、西川村は山深く、寒気や雪霜も早く、里方のように米の美りも竟東ない旨のご指摘があった。
- 栗山郷は、往古から皆畑で田地は無い。縄や草鞋の材料である藁は、遠方より購入。たとえ米がとれなくても、藁さえ得れば有益と申上げた処、「為御試御普請」（おお試しとして、ご普請）をして頂くこととなった。
- 嘉永7年（1854）4月14日～5月22日に、川除堤・石枠・用水路・道・橋等が完成した。
- 惣掛人足1,386人余（608人村人足・778.5人破畑雇人足）、賃金・扶持米代金59両0分2朱・永55.9文の費用がかかった。

②安政2（1855）乙卯年11月 川除堤再興並用水路・道普請

28巻－444・518頁

№	項 目	期 間（日数）	普請の内容	人 足 数				費 用				備 考
				破畑雇	西川村	相馬領	計	両	分	朱	永（文）	
1	堤（再興）	9/8～11/10 62日間	長さ395間（718m）（209間：高さ8尺5寸+186間：高さ7尺5寸）附：水門樋1ヶ所 古川敷低地に高さ8尺の枠12組 水門両袖及び山岸に高さ5尺の枠5組 小制枠8組 柳羽口5,530間 柵2ヶ所 柳2,372本	1780	557	376.5	2713.5	89	0	0	85.3	破畑雇人足：1人1日に付、銭200文・米1升2合5勺 西川村人足及び相馬領買加入足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米9斗2升4タ141替 銭6貫500文替
2	川除弁慶枠（水制枠）	11/5～11/15 10日間	高さ6尺の弁慶枠12組（堤の水上に洪水防ぎの為、新規水制枠）	49	61	15	125	2	3	2	123.9	破畑雇人足：1人1日に付、銭200文・米1升2合5勺 西川村人足及び相馬領買加入足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米9斗2升4タ141替 銭6貫500文替
3	用水堀並び 作場道	11/10～11/13 4日間	土手内の用水路825間（1,500m）附柵111間（202m）並びに農事作場道334間（607m）の普請	118.5	36	45	199.5	6	0	2	10.5	破畑雇人足：1人1日に付、銭200文・米1升2合5勺 西川村人足及び相馬領買加入足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米9斗2升4タ144替 銭6貫500文替
4	諸道具並び 諸色入用	－	藁代・相馬領人足奇特手当・宿泊手当・人足一同出精酒代・破畑人足世話人褒美・破畑人足往返手当・蒲団借入代・新規農具買入代・農具修理代				0	32	0	0	20.8	
	（合計）			1947.5	654	436.5	3038	130	0	2	115.5	

- 兩年（安政元・2年）に、川除堤の内側に稲の試作をした処、草生も良く成長し、6月4日の大水にも耐えた。しかし、同18日の稀なる大洪水により、前年に造った土手（堤）の中程より押切り、稲は残らず流失し、一同途方に暮れ、悲嘆する。
- 度々の再普請の嘆願により、富田久助様（相馬藩士）と久保田周助様（豊岡藩士）の御出役のうえ御見分頂いた。川瀬が南方に変化したので、北の方の御普請を願った処、安政2年9月8日より11月14日まで、大勢にて川除堤・石枠・用水路・道等の普請をして頂いた。
- 惣掛人足3,038人（654人村人足・1,947.5人破畑雇人足・436.5人相馬領買加入足）、賃金扶持米代金130両0分2朱・永115.5文と莫大な費用がかかった。

③安政3（1856）丙辰年6月 試開発（開田）

28巻－603・763頁

№	項 目	期 間（日数）	普請の内容	人 足 数				費 用				備 考
				破畑雇	西川村	相馬領	計	両	分	朱	永（文）	
1	試開発（開田）	3/12～6/11 82日間	西川村内、河原地湖水跡の地味相応の場所を試開発 堤土手内の試開発反別：2町2反7畝26步（約2ha）	1324	370	0	1694	62	2	0	29.1	破畑雇人足：1人1日に付、銭200文・米1升2合5勺 西川村人足：1人1日に付、米1升 米相場：金1両＝米9斗2升9合3勺替 銭6貫500文替
2	諸道具並び 諸色入用	－	藁代・木品代・宿泊手当・人足一同出精酒代・蒲団借入代・破畑人足往返手当・新規農具買入代・農具修理代・破畑人足世話人褒美				0	12	2	0	90.3	
	（合計）			1324	370	0	1694	75	0	0	119.4	

- 当春（安政3年＝1856）に、富田久助様と久保田周助様の御出役を賜り、「試開発」として、土手内（堤内）に、村民待望の田地開発（反別2町2反7畝26步）を行って頂いた。
- 惣掛人足1,694人（370人村人足・1,324人破畑雇人足）と賃金扶持米代金75両0分0朱・永119.4文という膨大な費用がかかった。

表一 4 「報徳役所日記」にみる、栗山郷の報徳仕法 嘉永7年（1854）～安政3年（1856）

年	月/日	記事内容	全集（巻一頁）
	2月7日	西川村名主傳右衛門・百姓代長兵衛代金五郎が、東郷陣屋にいる金次郎先生の病気見舞いに来た。去年の廻村で見分した場所については、近々、誰かを日光に出張させて、日光奉行所と相談したうえで、報徳仕法の実施が決まり次第に指図すると、申し伝えた。その際、彼らは年頭祝儀として、やもめ1包とそば粉1袋を持参した。	5－870 東郷
	3月25日	二宮弥太郎・富田久助・志賀五太夫（後の三左衛門）・民治郎が、東郷陣屋から日光へ出発。翌日、日光山金蔵坊に到着し、止宿。その後、逗留中、今市宿内の齋藤三郎右衛門隠居所を借受け「今市宿旅宿」とし、4月3日に引越す。	5－879 東郷
	4月7日	西川村名主常右衛門・年寄房之丞・百姓代長右衛門が今市宿旅宿を訪問。春から西川村への出張を待っていた。稲植付は間に合わないが、粟稗を仕付けたいので、開発を願いたい。← 遠からず出張するので、苧払いをしておくよう申し伝える。	5－955 日光出役
	4月12日	門弟の伊東発身が、日光奉行所の吟味役小野善助様に相談した処、「西川村新聞に取り掛かって宜しい」とのことであった。翌日、今市宿～高原泊～西川村の宿村へ、仕法御用のための二宮弥太郎名「御用先触」馬1疋を出す。	5－957 日光出役
	4月14日	二宮弥太郎・富田久助（高慶）・荒専八・民治郎が、西川村報徳仕法のため今市宿旅宿を午前8時に出発し、大桑宿～高德宿～藤原宿（弁当）を経て、高原宿問屋傳十郎方へ午後4時に到着し、宿泊する。翌日、高原宿を出立（西川村役人3人が、高原宿まで出迎え、案内する）～五十里宿～西川村へ午前11時に着く。西川村新聞場並び沼縁の見分を致し、年寄房之丞方へ旅宿「西川村出役先」を申付け、止宿する。 なお、伊東発身は、今市宿旅宿の留守として残る。	5－958 日光出役
	4月16日	一行は、西川村新開発場を見分し、土手築立て場の苧払いを行い、見通しを良くする。門弟の荒専八が、分間（測量）を開始する。	5－958 日光出役
	4月27日	栗山郷十ヶ村に対し、二宮弥太郎からの「御用廻状」を送る。内容は、報徳仕法（荒地起し返し）について用談があるので、栗山郷各村の村役人は、各村1人宛、西川村出役先まで来るよう命じたもの。	5－960 日光出役
	4月晦日	今市宿旅宿の伊東発身が、東郷の金次郎先生に問合せのため、早朝より出立する。また、5月2日にも、門弟久保田周助・民次郎が、西川村を出立し、東郷陣屋に向かい、東郷の金次郎先生に、西川村の様子を報告する。	5－972 伊東旅宿
	5月8日	「御用廻状」を差出した村々の荒地起し返しについて、いずれの村も該当が無い旨を伝えて来た。そこで、伊東発身と民次郎が、栗山郷1村毎の村役人に面会し、「報徳仕法の御趣意」を申し諭すための廻村に、今朝、西川村出役先を出立する。荒地起し返しの指導や極難困難人への農具代付と等の指導を行い、5月10日、栗山郷の廻村を終える。	5－961 日光出役
	5月23日	西川村一統を西川村出役先に呼び出し、土手普請の完成後の心得を教え諭す。普請中村人足6 608人、1日1人に米1升で、扶持米6石8升の代金7両3分・銭286文を渡す。 昼食後、二宮弥太郎・伊東発身・荒専八が普請所を見分し、各戸を訪問する。	5－964 日光出役
	5月26日	二宮弥太郎は、「試し」としての水除土手・枠水門・道普請等がほぼ出来たので、民次郎を連れ、西川村出役先から（川治泊まり）、今市宿旅宿に戻る。	5－976 伊東旅宿
	5月27日	伊東発身は、金次郎先生に趣法向き伺いのため、今市宿旅宿を出立し、東郷陣屋に向かう。	5－976 日光出役
	6月朔日	二宮弥太郎と伊東発身は、午後4時頃より日光奉行所の吟味役小野善助様を訪問し、報告した。西川村普請は、「試し」の川除土手築立てがほぼ完成し、今市旅宿に戻ったが、極難場であり、今後洪水で押し切られることもあるので、「試し」の状況を確認し、追って報告することを伝える。そのうえで、去る秋以来の荒地起し返しや試開発の取調書を提出した。種々馳走になる。	5－978 日光出役
	6月9日	西川村名主常右衛門が、御出役御普請に対する御礼総代として、今市宿旅宿に来た。土手内の3町步余の田方に、会津領から余り苗20駄を譲り受け、植え付けたことや荒畑起し返しも多分に出来、村民一同出精していると、伝えに来た。	5－980 日光出役
	閏7月27日	富田久助と荒専八から金次郎先生への報告によると、西川村では、川除土手が完成し、土手内を村民銘々が開発し、会津領の苗を植付けた処、既に乗っており、「開闢以来の耕田」である、とのことである。この様子を詳しく聞いた金次郎先生は、このことを、日光奉行所に伝え、奉行所の見分を願うよう二宮弥太郎に伝えるため、久保田周助を、早朝今市宿に出立させた。	5－906 東郷
	9月3日	日光奉行所吟味役小野善助らの栗山郷出役と同行するため、二宮弥太郎が、岡田良次郎を連れて、早朝、西川村見分に出立する。同7日に、今市宿旅宿に戻る。	5－1012 日光出役
	9月25日	西川村名主傳右衛門と年寄長右衛門が、今市宿旅宿に来て、新開普請場で出来た稲を持参した。	5－1018 日光出役
	9月27日	二宮弥太郎・富田久助・伊東発身、供方岡田良次郎・民次郎・平蔵を召連れ、午前6時に今市宿旅宿を出立し、午後4時に宇都宮に着、止宿する。翌28日、早朝宇都宮を出立し、午後2時頃に東郷陣屋に帰陣する。	5－1019 日光出役
	4月25日	二宮金次郎家族ら一同が、東郷陣屋から今市宿の新住居所「今市報徳役所」に到着する。	5－1057 報徳役所
	6月2日	西川村百姓代政蔵が今市報徳役所に来て、土手内の稲植付が5月22日までに終了したことを報告する。村民一同から、昨年の開発畑で作付た蕎麦粉を御礼として持参したので、これを受納し、見積もり代金を「報徳土台金」に加える。	5－1067 報徳役所
	6月25日	西川村役人が来て、西川村では6月18日の大嵐で、20年来の大洪水となり、堤上2尺程越す大水となり、昨年普請した土手中程が切れ、砂が押し込み、田地内に川筋が変化したことを、報徳役所に届けに来た。	5－1071 報徳役所
	7月13日	荒専八は、一昨日、西川村の土手や新聞の場所が流失した様子を見分し、村民一同を呼び寄せ、報徳仕法の意味合いを教え諭し、拝借金を渡し、日蔭村に出立する。日蔭村では、開発場所を一見し、賃金を渡す。途中一泊し、本日報徳役所に戻る。	5－1076 報徳役所
	8月11日	西川村吉左衛門と新之丞が報徳役所に来て、流出した土手の再興普請の嘆願をするが、村内一同の総意でもなさそうである。そこで、富田久助が、燗村して村民で熟談し調整したうえで、申し出るよう教え諭す。	5－1081 報徳役所
	9月朔日	西川村長兵衛と新之丞が、「普請再興の願書」を出してきたので、追々西川村に出張することを申し伝える。	5－1085 報徳役所
	9月6日	富田久助と久保田周助が、西川村新普請場見分に出張する。9月9日、荒専八も西川村に出張する。 9月10日、西川村普請の破畑雇人足の面々が、今市宿を出立する。 9月18日、佐藤忠助と岡田良次郎が、西川村出役先へ出立した。	5－1086 報徳役所
	10月11日	相馬藩大槻小助・半杖又左衛門が、相馬藩領民の「買加入足」15人を召連れ、今朝西川村へ出張する。案内として岡田良次郎が付く。	5－1091 報徳役所
	11月16日	久保田周助・富田久助・大槻小助が、西川村普請が成就し、夕刻報徳役所に戻る。	5－1096 報徳役所
	3月14日	富田久助が、破畑萬兵衛を連れて西川村新開場普請に出立する。3月17日には、久保田周助も西川村に出張する。	5－1116 報徳役所
	6月15日	久保田周助・佐藤忠助は、数日間西川村に出張していたが、開発普請（試開発反別2町2反7畝26步）が完了し、昼、報徳役所に帰宅する。	5－1130 報徳役所
	9月3日	8月25日夜の大風雨洪水による、西川村の出水の様子を見届けるために、佐藤忠助と岡田良次郎を今朝、報徳役所から西川村へ遣わす。	5－1140 報徳役所
	9月5日	西川村名主久之助が報徳役所に来て、8月25日の洪水で土手が破損（凡そ50間）したので、日光奉行所へ届けるとのこと。	5－1140 報徳役所
	9月10日	西川村年寄房之丞と長兵衛が早朝、報徳役所に来る。先日の洪水による堤破損や再普請願のことについて、種々理解させて、「普請願書」を出させる。	5－1141 報徳役所
	9月13日	久保田周助が、破畑福松を連れて、曉に西川村の破損した堤繕いに出張する。	5－1141 報徳役所
	9月18日	西川村から飛脚が来て、普請の様子を伝えて来た。また、西川村新開場で出来た新米1袋を、報徳役所に納める。	5－1142 報徳役所
	10月20日	二宮金次郎先生が、午前10時頃、今市報徳役所において逝去（享年70歳）された。	5－1149 報徳役所
	11月6日	西川村に出張していた久保田周助が、普請が完了し、報徳役所に戻る。破畑人足達一同も、引き取る。	5－1154 報徳役所

 :西川村の主な報徳仕法を示す。
 :栗山郷10ヶ村の主な報徳仕法を示す。
 :洪水等による自然災害を示す。
『二宮尊徳全集』第5巻所収の「報徳役所日記」から作成

3 消えた西川村の水田

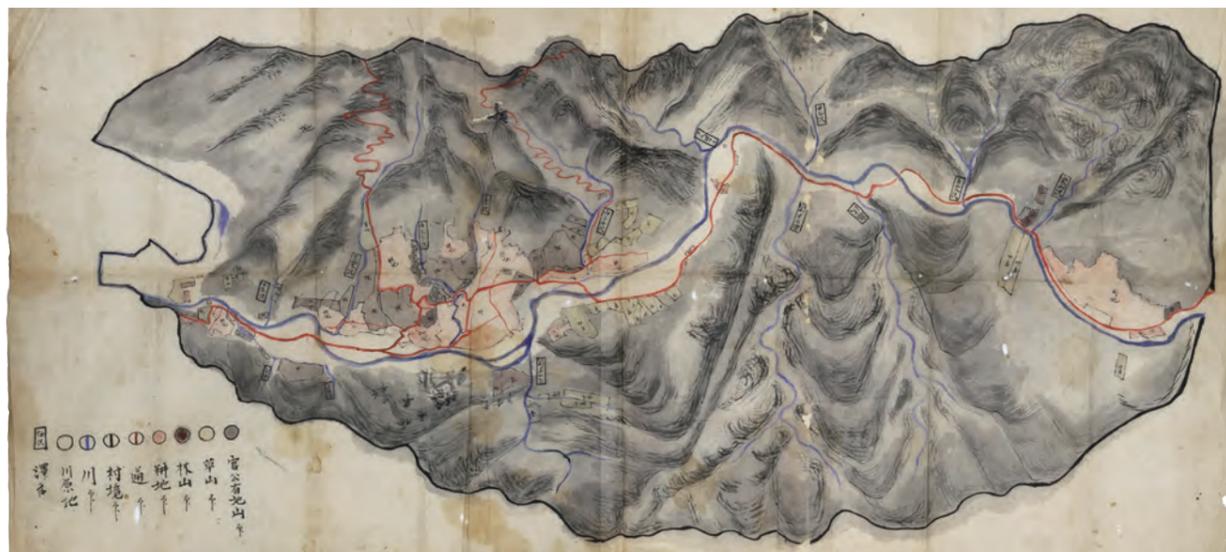
嘉永7年（1854）に始まった西川村開発は、同年、村民自らの手で田植えを行い、秋には稲が実ります。しかし、翌年6月には、大洪水ですべてが流出します。安政3（1856）年6月、「試開発」として、栗山郷初の反別2町2反7畝26歩の大規模水田を開発しています。なお、金次郎は、この年10月20日に今市報徳役所で70年の生涯を閉じます。その後、安政3年8月・同4年5月・同6年（1859）7月と大規模洪水が発生していますが、それでも根気強く修復・改善を繰り返しています。しかし、ここに示した明治初年の西川村の絵図や明治10年（1877）の地租改正地引帳をみると、残念ながら、西川村の水田の痕跡を見出すことが出来ません。結果として、西川村の水田は消失しています。

以上、17世紀の五十里湖出現から19世紀の新田開発まで、大自然に翻弄されながら、必死に生活を営む西川村の人々の足跡をみてきました。

なお、こうした苦闘の歴史を刻む西川は、昭和31年（1956）竣工の五十里ダム、平成24年（2012）竣工の湯西川ダムの建設を経て、今日の西川地域へと再び大きく変貌を遂げています。



↑西川村地租改正地引帳
明治10年（1877）当館蔵



↑明治初年の西川村川原地・耕地・山林草山等絵図 当館蔵

V 栗山郷十ヶ村の報徳仕法の全容

栗山郷の報徳仕法は、嘉永7年（1854）、二宮弥太郎らによる、西川村湖水跡地の川除堤普請と「試し」の新田開発から始まります。これは西川村民と日光奉行所の意向が反映されたもので、費用総額は、金365両で栗山郷仕法全体の43%を占めました。

一方、当時病中の父金次郎は、西川開発に反対します。彼が目指したのは、荒地起し返しを主体とする農村の復興であり、当初から門人たちに、栗山郷全体の仕法に重点を置くよう、指導しています。嘉永7年4月27日、金次郎の強い意向により、栗山郷に仕法の趣意を伝える「御用廻状」を出し、門人伊東発身を廻村させ、仕法の周知徹底を図ります。しかし、効果が出るのは、安政3年（1856）10月に金次郎が亡くなって以降のことです。

栗山郷全体の報徳仕法の実績は、表16（14・15頁）に示したとおりで、15年間の費用総額は金858両です。村別では、西川村453両（53%）・川俣村164両（19%）が特に多く、内容は、西川開発を主とする各種普請に381両（44%）・荒地起し返しに257両（30%）・極難困窮人救済に150両（18%）を中心に実施しています。



↑（報徳仕法奨励二付、日光奉行所から村役人への達書の写）安政2年（1855）当館蔵
この文書は、日光奉行所から村役人へ通達した写であります。内容（上）は、二宮金次郎による報徳仕法は、起返し賃金について後々返納を命じたり、御年貢増をするものではない、ことを通知しています。また（下）、荒地起返し等による作徳についても、すべて各々の手当てとしてよい、と通知しています。

1 古文書にみる川俣村の報徳仕法

嘉永6年（1853）当時の川俣村は、村高77石余・反別29町余・家数31軒・人数139人の村です。栗山郷では、湯西川村・日向村に続く規模の村ですが、荒地が15町余り（荒地率53%）あり、荒廃化の著しい村でした。畑作物が少ない山村で、山稼ぎに依存していました。18世紀初めには、温泉経営も行われています。

川俣村仕法の総額は、金164両余で全体の約2割を占めます。中でも、荒地起し返しの実績は、栗山郷で最大の14町5反余（金137両）を復興させました。特に、文久年間が多く、模範的な村役人や村民一同に対し、出精奇特者の褒美農具が与えられました。川俣には、その痕跡を示す古文書が、現在も多数遺っています。また、潰れ式再興者支援・病弱者救済・老幼弱者救済等の困窮人救済のため、金17両余を支出しています。こうして、川俣村では、二宮金次郎が目指す、荒地起し返しを主体として、勤労者を褒めたたえ、困窮者を救済するという、理想的な復興事業が展開されました。

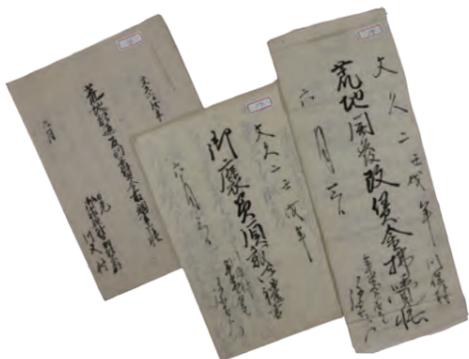
2 栗山郷十ヶ村の報徳仕法の特徴

表16（14・15頁）を参照に、栗山郷の報徳仕法が行われた嘉永6年（1853）から慶応3年（1867）までの15ヶ年の特色を整理しておきます。

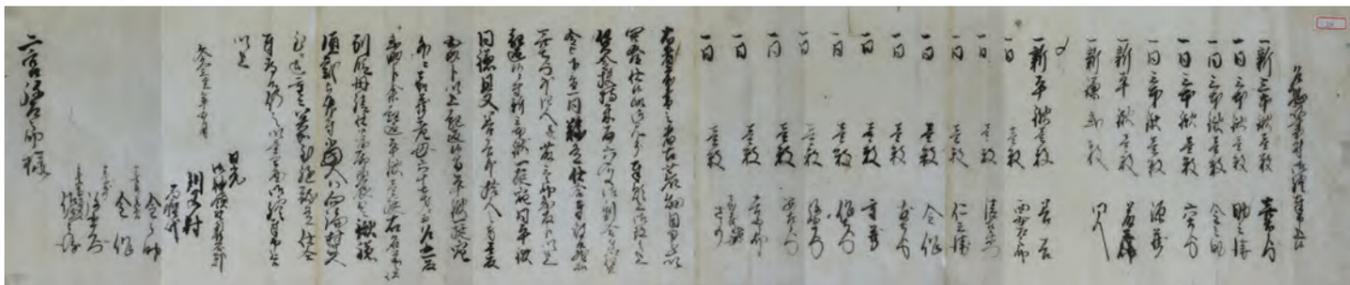
経年の推移でみると、①嘉永7年（1854）から安政4年（1857）ま



↑（川俣村才吉外13人、起返方丹請に付、御褒美農具金1両2分頂戴の御礼書）文久3年（1863）当館蔵



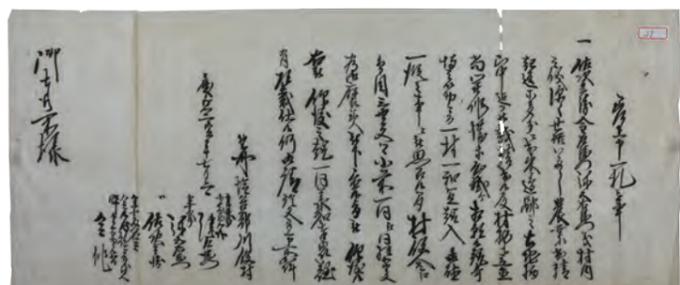
↑荒地開発改賃金払覚帳・御褒美頂戴御礼書・荒地起返反別并賃金取調書上帳
文久2年（1862）当館蔵



↑（川俣村喜右衛門外17人、起返反別多く丹請に付、御褒美農具頂戴の御礼書）文久3年（1863）当館蔵



↑荒地起返反別改覚帳・荒地開発改賃金割対帳・荒地起返反別并賃金取調書上帳等（文久元年～文久3年）当館蔵



↑差上申一札之事 慶応2年（1866）当館蔵
この文書は、川俣村々役人一同から日光奉行所宛に出した請書の控えです。内容は、川俣村の村柄立直り奇特であり、村役人へ銭3貫文宛・村民一同へ銭15貫文を褒美として頂戴することへの請書です。

では、西川村の湖水跡地の開発が中心でありました。そこに、奇特人への褒美・困窮人への種粉代付与・無利足金の貸付が伴います。②安政6年(1859)以降は、川俣村を中心とした荒地起し返し(金137両強)を主体とする仕法に変化しています。また、③慶応3年(1867)には、物価高騰と前年不作の影響により、極難困窮人への夫食手当てが増大(約金90両)しました。

仕法の内容としては、①「荒地起し返し」は、これまで述べたとおりです(苗木植付を含め金257両余・30%)。②「出精奇特人褒美」は、困難場所・高齢者・女性・模範的村役人や村一同に対し、起し返しの奇特者として農具を与えるものです(金16両余・2%)。③「困窮人救済手当」は、各種困窮者(病人・独居者・老幼者・類焼者等)を救済し、村々の復興を目指します(金150両余・17.5%)。④「報徳無利足金貸付」は、報徳仕法独自の貸付制度で、夫食代・種粉代・類焼への普請代等がありました。なお、日向村では、文久2年(1862)に、大王坪秣場道普請の夫食代を3年賦で借りています(金53両余・6.2%)。⑤「各種普請」の大部分は西川村開発ですが、外に、慶応元年(1865)の野門村で、大川筑往還修復工事(金16両)が行われています(金381両余・44%)。

おわりに

最後に、『西川記』の一節を引用して、栗山郷報徳仕法の意義について考えてみます。その一節とは、西川開発を否定した二宮金次郎が、その改善策を示したもので、門人久保田周助を介して、西川村にいる二宮弥太郎や富田高慶らに伝えた内容です。

「栗山郷には、次の様に伝言しなさい! 『父(金次郎)は、荒地を開き、窮民を撫育し、貧村を復興させるといふ命令を、幕府から受けて以来、日夜苦心を重ねた。殊に、日光神領内の栗山郷十ヶ村は、深山幽谷の貧村であり、まず第一に、その貧苦を除き、安堵させることに心を配った。そのため、我々は、神領の他の諸郷に先行して、栗山郷に來たのである。』
次には、栗山郷十ヶ村の開田撫育を、残らず終了させなさい! そうすれば、西川村の新規開墾を行ってよいであろう。全ての事柄を成功させたいので、最後に、それを日光奉行所に伝えるべきである。」

『西川記』は、二宮金次郎の第一の門人と言われる富田高慶の著作です。表現の中に、事実と異なる記述もある創作物ですが、富田は、金次郎の報徳仕法の本質を、この『西川記』で表現しようとしています。

この展示の基本資料は、『二宮尊徳全集』第5巻「日記」・第9巻「書

簡」・第28〜30巻「仕法関連書類」です。そこに、『西川記』や地域の古文書を重ねています。その結果、この一節こそが、最後のまとめにふさわしい表現である、という認識に至りました。すなわち、ここには、栗山郷の報徳仕法、ひいては日光神領の報徳仕法に対する、金次郎の「思い」が明確に表されているのです。

参考文献

- ・平野哲也「地震湖に沈んだ村の災害対応」
- ・『栃木県立文書館研究紀要』第17号、2013年
- ・平野哲也「地震湖の湖底からの被災村落の復活」『歴史と文化』第22号、2013年
- ・平野哲也「五十里洪水の記憶」(『栃木県立文書館研究紀要』第22号、2018年)
- ・井上公夫「天和三年(1683)の鬼怒川流域の葛老山崩壊と天然ダムの形成、40年後の決壊による享保八年(1723)の五十里洪水」(『いさばうネット・コラム』68、2021年)
- ・『二宮尊徳関係資料図鑑』(神奈川県教育委員会、1990年)
- ・『尊徳門人聞書集 報徳博物館資料集1』(小田原報徳博物館、1992年)
- ・『藤原町史 資料編』(藤原町、1980年)
- ・『藤原町史 通史編』(藤原町、1983年)
- ・『日光市史 史料編中巻』(日光市、1986年)
- ・『栃木県の地名 日本歴史地名大系9』(平凡社、1988年)

パンフレット作成・展示協力者

テーマ展を開催するにあたり、以下の方々に協力いただきました。

記して御礼申し上げます。(敬称略)

赤羽邦彦 飯森富夫 井上公夫 大島順一 大塚建一郎 神山一也

君島伸一 小松正史 平英一 斎藤正信 山口和博 渡部康人

会津武家屋敷 小田原報徳博物館 国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所

一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 栃木県立文書館

発行：日光市二宮尊徳記念館(日光市今市304-1)

電話：0288(25)7333 / FAX：0288(25)7334

発行日：令和5年11月18日

※本書を無断で転載・複製することを禁じます。